

医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱（案）（抜粋）

（通則）

1. 医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年 令第6号）の規定によるほか、この交付要綱
厚生省
労働省
の定めるところによる。

（交付の目的）

2. この補助金は、地域の実情に即した医療計画に基づき、離島、山村等の医療に恵まれない地域住民の医療の確保、地域住民の救急医療の確保を図ること、化学物質等による急性中毒の治療方法等に関する情報基盤の整備に要する経費を補助することにより急性中毒対策の充実を図ること、医療施設の耐震診断を実施すること等により災害医療対策の推進を図ること、産科医療機関の運営に要する経費について補助することにより身近な地域で安心して出産できる環境整備を図ること、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第12項に規定する感染症指定医療機関の運営に要する経費について補助することにより感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供を図ること、医療事故などの医療安全に関する情報の収集・分析・提供事業に要する経費について補助することにより医療事故の発生予防、再発防止を図ること、医療事故調査結果の収集・分析、再発防止のための普及啓発等を行う医療事故調査・支援センターの運営等に必要な経費を補助することにより医療の安全の確保を図ること、産科医療補償制度の運営に必要な経費を補助することにより安心して産科医療を受けられる環境を整備すること、具体的な臨床指標を用いた医療の質の評価・公表等を推進することにより医療の質の向上等を図ること、死因究明の取組に必要な経費について補助することにより死因究明の体制作りを推進すること、外国人患者受入れ医療機関認証制度推進のための経費を補助することにより、外国人患者を受け入れる医療機関の質を確保し、制度の周知・浸透を図ること、生涯を通じて国民が健康で質の高い生活を営むために、8020運動及び口腔保健の推進に係る経費を補助することにより、各地域における歯科保健医療対策に関する取り組みの推進を図ること、新たな専門医の仕組みが円滑に構築されるよう、指導医派遣等を行う医療機関に対する支援、新たな専門医の仕組みに係る地域協議会の開催の支援及び専門医に関する情報データベース作成等に必要な経費を補助すること

により、専門医の質の一層の向上や医療提供体制の改善を図ること及び患者毎の治療内容や治療効果等を登録するデータベースを構築するための経費を補助することにより医療の質の向上を図ること並びに外国人患者受入れの環境整備推進のための経費を補助することにより、在留外国人や訪日外国人が安心して日本の医療が受けられる体制の推進を図ることを目的とする。

(交付の対象)

3. この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 医療施設運営費等補助金

①～⑫、⑭ (略)

⑬ 専門医認定支援事業

ア. 平成26年6月20日医政発0620第6号厚生労働省医政局長通知「専門医認定支援事業の実施について」(以下「専門医認定支援事業実施要綱」という。)に基づき、実施する次の事業

都道府県の調整等で行われる指導医の派遣及び出張指導

イ. ～ウ. (略)

(交付額の算定方法)

4. この補助金の交付額は、次の(1)から(14)により算出された額の合計額とする。(ただし、算出された額の合計額が医療施設運営費等補助金の予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。)

(1)～(12)、(14) 略

(13) 専門医認定支援事業の交付額は、次の①から③により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

① 指導医の派遣及び出張指導

ア. 都道府県が行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

イ. 都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方を選定する。

(ウ) (イ) により選定された額に2分の1を乗じて得た額と、都道府県が補助する額 ((イ) により選定された額の2分の2から2分の1の範囲内とする。) とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
<u>1か所当たり 3,547千円</u>	<u>指導医の派遣及び出張指導に必要な次に掲げる経費</u> <u>1. 代替医師雇上にかかる謝金、人件費</u> <u>2. 出張指導に係る人件費、諸手当</u> <u>3. 旅費</u>

②～③ (略)